



政府統計

令和8年1月30日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 坂田

(担当・内線) 福祉統計係(7553・7554)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2919

令和6(2024)年度福祉行政報告例の概況

	目	次	頁
報告の概要			1
結果の概要			
1 身体障害者福祉関係			2
2 知的障害者福祉関係			2
3 障害者総合支援関係			3
4 女性支援関係			3
5 老人福祉関係			
(1) 老人ホームの施設数・定員			4
(2) 老人クラブ数・会員数			4
6 民生委員関係			
(1) 民生委員数			5
(2) 民生委員の活動状況			5
7 社会福祉法人関係			6
8 戦傷病者特別援護関係			6
9 児童福祉関係(こども家庭庁所管)			
(1) 児童相談所における相談の種類別対応件数			7
(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数			7
統計表一覧			10
用語の定義			17

令和6(2024)年度福祉行政報告例の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)

報 告 の 概 要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

3 報告の種類

月報(4表)及び年度報(51表)とする。

4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、女性支援関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係(こども家庭庁所管)、母子保健関係(こども家庭庁所管)、児童扶養手当関係(こども家庭庁所管)、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付等関係

5 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)に提出する。



6 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

減少数(率)の場合	-
計数がない場合	-
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	...

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 本概況7頁の表11及び8頁の図4のうち、令和4(2022)年度の数値については、地方自治体の一部において、今後訂正の予定があるため参考値として表章した。令和3(2021)年度以前の児童福祉関係の一部(児童相談所における児童虐待相談の対応件数など)の訂正の際に、e-Statに掲載している上記参考値に該当する統計表を今後訂正する予定である。

結 果 の 概 要

1 身体障害者福祉関係

令和6(2024)年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登載数は4,674,999人で、前年度に比べ108,137人(2.3%)減少している(表1、統計表1)。

障害の種類別にみると、「肢体不自由」が2,247,815人(構成割合48.1%)と最も多く、次いで「内部障害」が1,618,720人(同34.6%)となっている(図1、統計表1)。

図1 身体障害者手帳交付台帳登載数

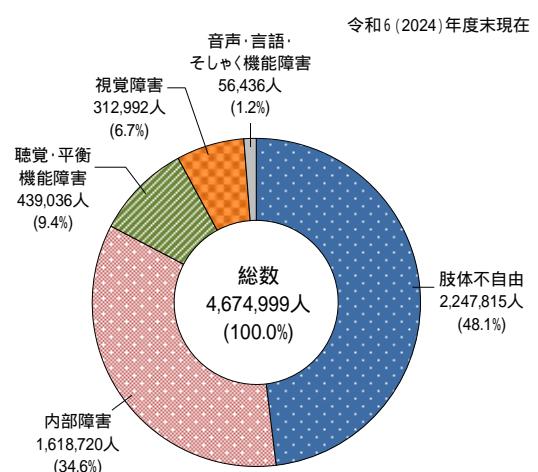


表1 身体障害者手帳交付台帳登載数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						対前年度 増減数	増減率(%)
総 数	4 970 804	4 909 340	4 842 064	4 783 136	4 674 999	108 137	2.3
18歳未満	96 207	94 039	92 290	90 455	88 858	1 597	1.8
18歳以上	4 874 597	4 815 301	4 749 774	4 692 681	4 586 141	106 540	2.3

2 知的障害者福祉関係

令和6(2024)年度末現在の療育手帳交付台帳登載数は1,321,350人で、前年度に比べ39,881人(3.1%)増加している(表2、統計表2)。

表2 療育手帳交付台帳登載数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						対前年度 増減数	増減率(%)
総 数	1 178 917	1 213 058	1 242 605	1 281 469	1 321 350	39 881	3.1
18歳未満	290 975	299 010	309 618	325 224	340 316	15 092	4.6
18歳以上	887 942	914 048	932 987	956 245	981 034	24 789	2.6

3 障害者総合支援関係

令和6(2024)年度中の身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況は、購入決定件数が149,267件で、修理決定件数が101,787件となっている。

それぞれの決定件数を補装具の種目別にみると、購入は「補聴器」が47,530件、修理は「車椅子」が32,940件と最も多くなっている。(表3)

表3 身体障害者・児及び難病患者等の補装具費の支給状況

補装具の種目	購入決定件数 ¹⁾					修理決定件数 ¹⁾				
	令和4年 (2022)	5年 ('23)	6年 ('24)	対前年度		令和4年 (2022)	5年 ('23)	6年 ('24)	対前年度	
				増減数	増減率(%)				増減数	増減率(%)
総数	148 823	151 785	149 267	2 518	1.7	101 503	101 914	101 787	127	0.1
義肢装具	4 997	4 976	4 684	292	5.9	7 234	7 050	7 020	30	0.4
姿勢保持装置 ²⁾	41 374	41 330	39 707	1 623	3.9	15 794	15 408	14 752	656	4.3
視覚障害者安全つえ	9 249	9 512	9 467	45	0.5	8 630	8 693	8 818	125	1.4
義眼鏡	8 865	8 738	9 026	288	3.3	72	61	79	18	29.5
補聴器	981	928	924	4	0.4	1	2	4	2	100.0
人工耳内耳	6 837	6 986	6 974	12	0.2	277	307	305	2	0.7
車椅子	45 768	47 408	47 530	122	0.3	21 490	21 602	21 725	123	0.6
電動車椅子	18 016	18 911	18 468	443	2.3	32 722	33 068	32 940	128	0.4
座位保持椅子	2 787	3 114	2 670	444	14.3	12 518	12 708	12 728	20	0.2
起立保持具	2 437	2 437	2 471	34	1.4	629	647	687	40	6.2
歩行器	840	746	768	22	2.9	329	298	287	11	3.7
頭部保持器具	2 743	2 787	2 731	56	2.0	577	492	480	12	2.4
排便補助器具	430	382	377	5	1.3	14	13	5	8	61.5
歩行補助つえ	12	16	10	6	37.5	-	6	5	1	16.7
重度障害者用意思伝達装置	2 846	2 774	2 712	62	2.2	126	147	134	13	8.8
	641	740	748	8	1.1	411	404	384	20	5.0

注: ①)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による特例補装具としての補装具費の支給を含む。

2)補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第628号)の一部改正に伴い、令和6年4月1日から種目の名称が変更された。

令和4年度及び令和5年度は、「座位保持装置」である。

4 女性支援関係

令和6(2024)年度中の女性相談センター及び女性相談支援員における相談の受付件数^(注)は313,556件で、前年度に比べ13,569件(4.1%)減少している。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は246,312件で、前年度に比べ8,620件(3.4%)減少している。(表4)

注: 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に伴い、令和6年4月1日から、「婦人相談所」は「女性相談センター」に、「婦人相談員」は「女性相談支援員」に、それぞれ名称が変更された。

表4 女性相談センター及び女性相談支援員における相談の経路別受付件数¹⁾の年次推移

(単位: 件)	令和2年度 ¹⁾ (2020)	3年度 ¹⁾ ('21)	4年度 ¹⁾ ('22)	5年度 ¹⁾ ('23)	6年度 ('24)	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	326 883	310 302	323 112	327 125	313 556	13 569	4.1
本人自身	250 902	242 260	249 793	254 932	246 312	8 620	3.4
本人以外 ²⁾	75 981	68 042	73 319	72 193	67 244	4 949	6.9

注: ①)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に伴い、令和6年4月1日から施設等の名称が変更された。令和5年度以前は、「婦人相談所」及び「婦人相談員」における相談の経路別受付件数である。

2)「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等である。

5 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

令和6(2024)年度末現在の老人ホームの施設数は13,913施設で、前年度に比べ45施設(0.3%)増加し、定員は822,199人で前年度に比べ3,283人(0.4%)増加している。

施設の種類別に定員数をみると、「特別養護老人ホーム」が前年度に比べ4,899人(0.7%)増加している。(表5)

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						対前年度 増減数	増減率(%)
施設総数(施設)	13 604	13 744	13 822	13 868	13 913	45	0.3
養護老人ホーム	943	944	930	937	910	27	2.9
特別養護老人ホーム	10 336	10 469	10 562	10 606	10 675	69	0.7
軽費老人ホーム	2 035	2 037	2 035	2 031	2 032	1	0.0
都市型軽費老人ホーム	87	91	93	94	97	3	3.2
軽費老人ホームA型	190	190	189	189	188	1	0.5
軽費老人ホームB型	13	13	13	11	11	-	-
定員総数(人)	798 175	809 423	815 127	818 916	822 199	3 283	0.4
養護老人ホーム	62 577	62 201	61 040	60 920	59 277	1 643	2.7
特別養護老人ホーム	640 372	651 848	658 463	662 763	667 662	4 899	0.7
軽費老人ホーム	81 882	82 040	82 310	82 034	82 106	72	0.1
都市型軽費老人ホーム	1 502	1 574	1 614	1 634	1 679	45	2.8
軽費老人ホームA型	11 274	11 204	11 144	11 079	10 989	90	0.8
軽費老人ホームB型	568	556	556	486	486	-	-

注: 有料老人ホームを除く。

(2) 老人クラブ数・会員数

令和6(2024)年度末現在の老人クラブ数は73,881クラブで、前年度に比べ3,715クラブ(4.8%)減少し、会員数は3,504,816人で、前年度に比べ262,099人(7.0%)減少している。

老人クラブ数、会員数とも年々減少している。(表6)

表6 老人クラブ数・会員数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						対前年度 増減数	増減率(%)
老人クラブ数(クラブ)	89 498	85 805	81 579	77 596	73 881	3 715	4.8
会員数(人)	4 712 182	4 387 233	4 053 362	3 766 915	3 504 816	262 099	7.0

6 民生委員関係

(1) 民生委員数

令和6(2024)年度末現在の民生委員(児童委員を兼ねる。)の数は228,473人で、前年度に比べ100人(0.0%)減少している。

男女別にみると、男は85,505人で、前年度に比べ411人(0.5%)減少し、女は142,968人で、前年度に比べ311人(0.2%)増加している。(表7、統計表3)

表7 男女別民生委員数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	構成割合 (%)	各年度末現在	
							対前年度 増減数	増減率(%)
総 数	230 690	231 111	227 426	228 573	228 473	100.0	100	0.0
男	88 810	88 610	86 002	85 916	85 505	37.4	411	0.5
女	141 880	142 501	141 424	142 657	142 968	62.6	311	0.2

(2) 民生委員の活動状況

令和6(2024)年度中に民生委員が処理した相談・支援延件数は4,826,420件、その他の活動延件数は22,766,357件、訪問延回数は33,018,546回となっている(表8)。

表8 民生委員の活動状況の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ³⁾ ('23)	6年度 ('24)	対前年度	
						増減数 ³⁾	増減率 ^{3)(%)}
相談・支援延件数(件)	4 701 439	4 996 099	4 913 501	4 793 332	4 826 420	33 088	0.7
その他の活動延件数 ¹⁾ (件)	17 075 122	18 809 585	21 169 009	22 411 554	22 766 357	354 803	1.6
訪問延回数 ²⁾ (回)	31 345 223	32 903 383	33 289 774	33 209 666	33 018 546	191 120	0.6

注:1)「その他の活動延件数」は、「調査・実態把握」、「行事・事業・会議への参加協力」、「地域福祉活動・自主活動」及び「民児協運営・研修」等の延件数である。

2)「訪問延回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害者・児、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動(電話や電子メールによるものを含む。)を行った延回数である。

3)令和5年度は、令和6年能登半島地震の影響により、石川県の一部を除いて集計した数値である。「対前年度」の「増減数」及び「増減率」の算出に用いた令和5年度の数値も同様である。

7 社会福祉法人関係

令和6（2024）年度末現在の社会福祉法人数は21,077法人で、前年度に比べ2法人（0.0%）減少している。また、社会福祉連携推進法人数は30法人で、前年度に比べ9法人（42.9%）増加している。

社会福祉法人の種類別にみると「社会福祉協議会」が1,852法人で、前年度に比べ9法人（0.5%）減少している。（表9）

表9 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						増減数	増減率(%)
社会福祉法人 ¹⁾	20 985	21 021	21 074	21 079	21 077	2	0.0
社会福祉協議会	1 880	1 879	1 872	1 861	1 852	9	0.5
共同募金会	48	48	48	48	47	1	2.1
社会福祉事業団	126	126	126	123	122	1	0.8
施設経営法人	18 392	18 390	18 441	18 419	18 412	7	0.0
その他	539	578	587	628	644	16	2.5
社会福祉連携推進法人 ²⁾	·	·	...	21	30	9	42.9

注:1) 厚生労働大臣所管分については、報告に含まれていない。

2) 「社会福祉連携推進法人」は、令和4年4月から制度開始となり設立された法人であり、令和5年度から報告事項として把握している。

8 戦傷病者特別援護関係

令和6（2024）年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登載数は1,560人で、前年度に比べ227人（12.7%）減少している（表10）。

表10 戦傷病者手帳交付台帳登載数の年次推移

	令和2年度 (2020)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	6年度 ('24)	各年度末現在	
						増減数	増減率(%)
総 数	3 301	2 814	2 158	1 787	1 560	227	12.7

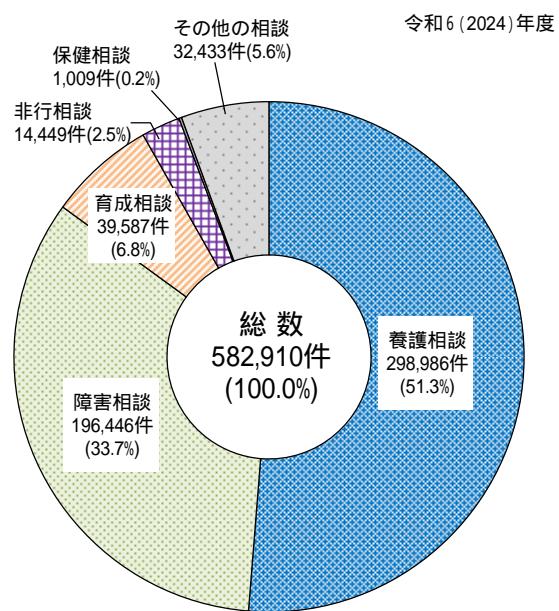
9 児童福祉関係(こども家庭庁所管)

(1) 児童相談所における相談の種類別対応件数

令和6(2024)年度中の児童相談所における相談の対応件数は582,910件となっている。

相談の種類別にみると、「養護相談」が298,986件(構成割合51.3%)と最も多く、次いで「障害相談」が196,446件(同33.7%)、「育成相談」が39,587件(同6.8%)となっている。(図2、統計表4)

図2 児童相談所における相談の種類別対応件数



(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

令和6(2024)年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は223,691件で、前年度に比べ1,818件(0.8%)減少している。

相談の種別にみると、「心理的虐待」が133,024件(構成割合59.5%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が52,535件(同23.5%)となっている。(表11、統計表5)

被虐待者の年齢別にみると、「7歳」が13,800件と最も多くなっており、「身体的虐待」の構成割合は、年齢が上がるにつれておおむね多くなっている(図3)。

また、主な虐待者別構成割合をみると「実母」が48.2%と最も多く、次いで「実父」が42.9%となっており、前年度と同様の傾向となっている(図4)。

表11 児童虐待相談の相談種別件数の年次推移

(単位:件)

	令和 ¹⁾ 4年度 (2022)	構成 割合(%)	5年度 ('23)	構成 割合(%)	6年度 ('24)	構成 割合(%)	対前年度	
							増減数	増減率(%)
総 数	214 843	100.0	225 509	100.0	223 691	100.0	1 818	0.8
心理的虐待	128 114	59.6	134 948	59.8	133 024	59.5	1 924	1.4
身体的虐待	49 464	23.0	51 623	22.9	52 535	23.5	912	1.8
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	34 872	16.2	36 465	16.2	35 612	15.9	853	2.3
性的虐待	2 393	1.1	2 473	1.1	2 520	1.1	47	1.9

注:1)令和4(2022)年度は、地方自治体の一部において今後訂正の予定があるため参考値として表章した。

図3 児童虐待相談の年齢別・相談種別構成割合

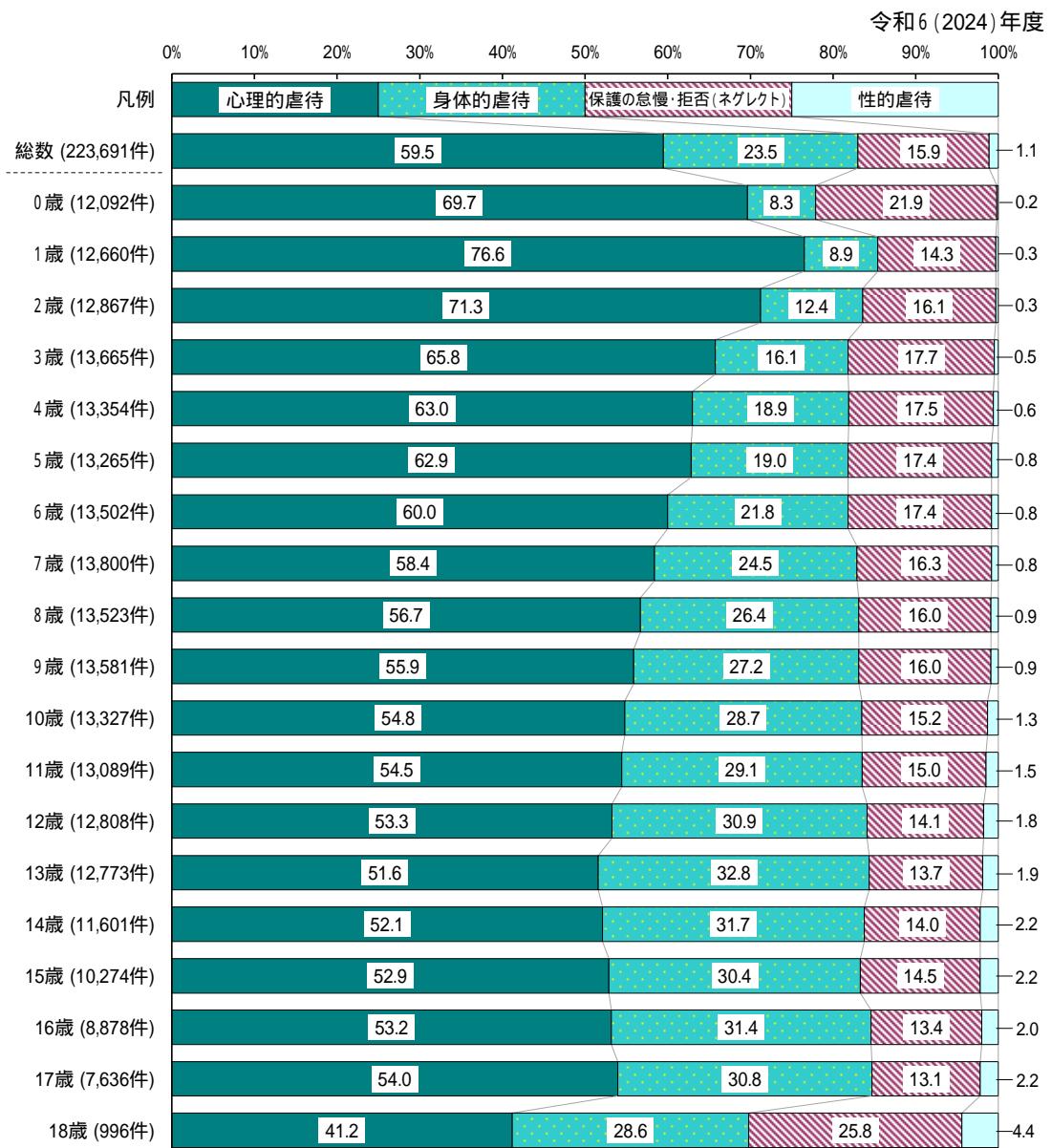
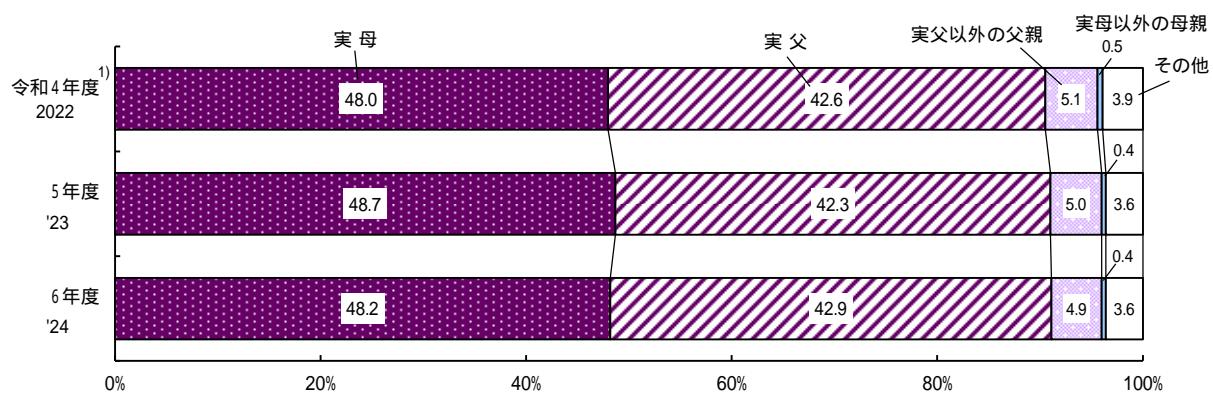


図4 児童虐待相談の主な虐待者別構成割合の年次推移



注:1)令和4(2022)年度は、地方自治体の一部において今後訂正のあるため参考値として表章した。

統 計 表 一 覧

統計表1 身体障害者手帳交付台帳登載数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 ×
障害の種類別

統計表2 療育手帳交付台帳登載数，都道府県 - 指定都市 × 年齢（2区分）別

統計表3 民生委員（児童委員）数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 × 性別

統計表4 児童相談所における対応件数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 - 特別区 × 相談
の種類別

統計表5 児童相談所における児童虐待相談の対応件数，都道府県 - 指定都市 - 中核市
- 特別区別

統計表1 身体障害者手帳交付台帳登載数、都道府県・指定都市・中核市×
障害の種類別(2-1)

(単位:人)		総 数	視 覚 障 害	聴 覚・平 衡 機 能 障 害	音 声・言 語・そしやく 機 能 障 害	肢 体 不 自 由	内 部 障 害	令和6(2024)年度末現在
全 国	4 674 999	312 992	439 036	56 436	2 247 815	1 618 720		
北 海 道	171 976	9 316	16 145	1 807	92 901	51 807		
青 森 県	32 957	1 955	3 101	321	15 574	12 006		
岩 手 県	37 367	2 607	3 331	374	18 269	12 786		
宮 城 県	43 903	2 595	3 388	511	20 928	16 481		
秋 田 県	31 205	1 759	2 869	333	16 813	9 431		
山 形 県	37 246	1 888	3 714	432	18 737	12 475		
福 岐 県	42 098	2 615	4 111	431	20 829	14 112		
茨 城 県	79 259	5 035	6 589	878	34 703	32 054		
栃 木 県	54 458	3 896	6 642	887	24 337	18 696		
群 馬 県	42 541	2 266	4 916	438	19 158	15 763		
埼 玉 県	129 395	9 384	11 223	1 785	58 747	48 256		
千 叶 県	117 919	7 521	9 296	1 709	54 004	45 389		
東 京 都	423 415	34 145	45 869	6 717	197 290	139 394		
神 奈 川 県	99 050	7 309	9 813	1 404	46 529	33 995		
新 潟 県	55 883	3 448	6 478	655	27 954	17 348		
富 山 県	24 914	1 458	2 726	272	11 432	9 026		
石 川 県	24 379	1 329	1 864	270	12 166	8 750		
福 井 県	24 190	1 678	2 352	250	12 289	7 621		
山 梨 県	24 394	1 744	2 473	294	11 286	8 597		
長 野 県	54 390	3 073	5 372	572	26 977	18 396		
岐 阜 県	61 457	3 683	4 860	639	30 058	22 217		
静 知 県	69 723	4 488	6 032	960	32 067	26 176		
愛 重 県	106 312	6 256	8 676	1 203	49 728	40 449		
三 重 県	65 558	4 022	6 935	731	31 310	22 560		
滋 賀 県	36 193	2 308	2 935	398	18 722	11 830		
京 都 府	68 500	4 576	6 627	837	32 953	23 507		
大 阪 府	104 376	6 534	9 157	1 257	54 489	32 939		
兵 庫 県	80 987	4 988	6 966	970	41 262	26 801		
奈 良 県	44 144	3 144	4 478	458	22 038	14 026		
和 歌 山 県	35 177	2 080	3 653	445	18 509	10 490		
鳥 取 県	17 412	1 322	1 675	230	8 497	5 688		
島 根 県	21 505	1 555	2 666	252	10 396	6 636		
岡 山 県	28 214	1 817	2 368	298	13 677	10 054		
広 島 県	39 629	3 121	3 469	425	19 691	12 923		
山 口 県	44 909	3 022	3 835	557	21 019	16 476		
徳 島 県	30 389	2 134	3 940	301	13 518	10 496		
香 川 県	21 478	1 387	2 217	242	9 954	7 678		
愛 姫 県	38 851	2 718	3 149	393	18 618	13 973		
高 岡 県	21 989	1 518	1 478	208	10 046	8 739		
福 岡 県	92 703	5 831	9 466	1 118	45 015	31 273		
佐 賀 県	38 616	2 197	3 439	364	20 426	12 190		
長 崎 県	32 054	2 264	3 441	349	14 953	11 047		
熊 本 県	50 630	3 337	5 869	496	24 020	16 908		
大 分 県	34 345	2 007	3 303	374	18 125	10 536		
宮 崎 県	38 252	2 150	3 597	451	19 111	12 943		
鹿 児 島 県	57 915	3 982	6 507	604	28 861	17 961		
沖 縄 県	53 472	3 135	6 748	629	21 681	21 279		
指定都市(別掲)								
札 幌 市	79 711	4 488	5 256	821	40 507	28 639		
仙 台 市	31 379	2 247	2 463	378	14 660	11 631		
さ い た ま 市	32 211	2 324	3 174	502	14 451	11 760		
千 葉 市	31 526	1 991	2 516	414	14 437	12 168		
横 浜 市	96 774	6 727	9 361	1 053	42 584	37 049		
川 崎 市	36 200	2 289	3 474	488	16 142	13 807		
相 模 原 市	19 490	1 323	1 992	164	8 695	7 316		
新 潟 市	26 867	1 988	2 720	378	13 869	7 912		
静 岡 市	22 175	1 575	1 677	286	9 763	8 874		
浜 松 市	23 918	1 511	2 018	321	11 018	9 050		
名 古 屋 市	77 296	5 554	6 385	886	34 794	29 677		
京 都 市	65 780	5 042	5 915	707	32 055	22 061		
大 阪 市	135 066	10 026	12 752	1 896	68 269	42 123		
堺 市	34 264	2 145	3 076	403	17 739	10 901		
神 戸 市	71 563	5 646	5 896	812	38 356	20 853		
岡 山 市	22 109	1 585	1 675	264	10 506	8 079		
広 島 市	40 124	3 214	3 213	451	19 006	14 240		
北 九 州 市	43 086	3 027	4 298	580	19 508	15 673		
福 岡 市	51 275	3 522	4 511	582	24 788	17 872		
熊 本 市	26 726	1 732	2 717	248	11 792	10 237		

統計表1 身体障害者手帳交付台帳登載数、都道府県・指定都市・中核市×
障害の種類別(2-2)

(単位:人)

令和6(2024)年度末現在

	総 数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
中核市(別掲)						
旭川市	15 658	932	1 766	146	8 113	4 701
函館市	10 877	800	875	116	5 210	3 876
青森市	10 604	644	876	113	4 647	4 324
八戸市	8 147	464	668	75	3 853	3 087
盛岡市	9 554	720	712	99	4 552	3 471
秋田市	12 633	770	1 158	166	6 321	4 218
山形市	10 702	596	1 081	118	5 303	3 604
郡山市	9 979	690	861	93	4 818	3 517
いわき市	11 934	813	886	141	6 058	4 036
福島市	9 343	697	762	117	4 670	3 097
水戸市	8 499	672	710	73	3 865	3 179
宇都宮市	14 178	1 085	1 736	175	6 254	4 928
前橋市	11 290	676	1 358	109	5 044	4 103
高崎市	11 446	648	1 247	118	5 236	4 197
川越市	9 606	735	933	122	4 285	3 531
越谷市	9 183	639	709	139	4 243	3 453
川口市	15 020	1 090	1 176	187	6 853	5 714
船橋市	15 187	1 092	1 066	229	7 075	5 725
柏市	12 367	838	1 047	199	5 491	4 792
八王子市	15 542	1 221	1 928	180	6 572	5 641
横須賀市	12 277	815	1 326	140	5 280	4 716
富山市	16 435	890	1 342	154	7 391	6 658
金沢市	14 414	931	983	137	6 662	5 701
福井市	9 278	618	813	110	4 546	3 191
甲府市	8 359	638	796	108	3 962	2 855
長野市	14 367	860	1 092	182	7 128	5 105
松本市	8 819	569	589	100	4 124	3 437
岐阜市	15 827	986	1 271	150	7 773	5 647
豊橋市	10 894	575	820	117	5 090	4 292
豊田市	12 498	828	1 095	127	5 913	4 535
岡崎市	11 244	756	1 059	102	5 171	4 156
一宮市	12 707	719	940	106	6 106	4 836
大津市	15 722	1 018	1 235	185	7 799	5 485
高槻市	12 753	853	935	174	6 911	3 880
東大阪市	22 691	1 361	2 187	242	11 458	7 443
豊中市	14 025	878	1 114	262	7 075	4 696
枚方市	17 054	1 025	1 264	168	9 280	5 317
八尾市	10 125	752	1 002	139	4 999	3 233
寝屋川市	9 297	534	974	91	4 833	2 865
吹田市	12 016	768	845	131	6 430	3 842
姫路市	18 234	1 034	1 548	223	9 834	5 595
西宮市	15 048	1 013	1 250	200	7 638	4 947
尼崎市	21 130	1 398	1 810	283	10 496	7 143
明石市	10 467	752	1 036	117	5 186	3 376
奈良市	12 688	861	1 149	130	6 208	4 340
和歌山市	16 009	1 087	1 707	182	7 914	5 119
鳥取市	6 910	503	848	83	3 389	2 087
松江市	7 570	577	906	87	3 512	2 488
倉敷市	15 841	917	1 295	158	7 763	5 708
福山市	16 586	1 147	1 460	188	8 125	5 666
吳市	8 059	638	685	81	3 681	2 974
下関市	11 542	840	968	158	5 432	4 144
高松市	16 495	1 078	1 353	153	7 548	6 363
松山市	17 118	1 308	1 337	177	8 183	6 113
高知市	13 027	1 057	819	141	5 911	5 099
久留米市	11 403	776	1 194	120	5 683	3 630
長崎市	20 075	1 457	2 681	271	8 538	7 128
佐世保市	11 835	831	1 141	149	5 467	4 247
大分市	20 144	1 137	1 730	162	10 874	6 241
宮崎市	16 403	1 148	1 551	188	7 864	5 652
鹿児島市	29 031	1 939	3 031	229	14 406	9 426
那覇市	13 564	745	1 453	153	5 163	6 050

統計表2 療育手帳交付台帳登載数、都道府県・指定都市×年齢(2区分)別

(単位:人)

	総 数	18歳未満	18歳以上
全 国	1 321 350	340 316	981 034
北 海 道	51 098	10 447	40 651
青 森 県	14 233	2 559	11 674
岩 手 県	12 615	1 943	10 672
宮 城 県	13 314	3 139	10 175
秋 田 県	9 259	1 319	7 940
山 形 県	9 585	1 577	8 008
福 岐 県	20 712	4 835	15 877
茨 城 県	28 024	6 708	21 316
栃 木 県	20 603	4 796	15 807
群 馬 県	17 469	4 154	13 315
埼 玉 県	50 809	14 282	36 527
千 東 県	43 325	12 182	31 143
東 京 都	106 683	15 190	91 493
神 奈 川 県	33 635	10 091	23 544
新 湯 県	14 054	2 450	11 604
富 山 県	9 110	1 736	7 374
石 川 県	10 495	2 225	8 270
福 山 市	7 509	1 320	6 189
山 梨 県	7 362	2 062	5 300
長 野 県	23 600	4 426	19 174
岐 静 県	22 861	6 414	16 447
愛 三 県	24 392	6 401	17 991
重 滋 県	46 320	14 900	31 420
賀 滋 県	17 713	4 791	12 922
京 都 府	17 129	4 531	12 598
大 阪 府	13 064	2 657	10 407
兵 庫 県	61 973	18 624	43 349
奈 良 県	49 219	17 463	31 756
和 歌 山 県	15 315	4 908	10 407
鳥 島 岡 広 山	11 200	2 760	8 440
島 取 県	6 146	853	5 293
根 本 県	8 358	1 212	7 146
岡 山 県	13 651	2 827	10 824
広 山 口	16 012	3 783	12 229
佐 賀 県	14 402	3 018	11 384
長 熊 県	9 424	1 705	7 719
香 愛 高 福	8 446	1 955	6 491
媛 知 岡 県	16 167	3 230	12 937
高 福	6 669	1 044	5 625
賀 岡 県	33 071	8 604	24 467
佐 長 熊 大 宮	9 887	1 903	7 984
長 熊 分 崎	17 247	2 998	14 249
熊 本 崎	14 770	3 908	10 862
大 宮 崎	12 729	3 370	9 359
鹿 尾 岡 県	12 661	2 544	10 117
児 島 県	23 831	4 763	19 068
沖 繩 県	19 291	4 999	14 292
指定都市(別掲)			
札 幌 市	22 892	5 394	17 498
仙 台 市	10 036	2 929	7 107
さ い た ま 市	9 894	3 142	6 752
千 葉 市	8 660	2 528	6 132
横 浜 市	39 234	14 920	24 314
川 崎 市	13 320	4 745	8 575
相 模 原 市	7 400	2 729	4 671
新 湯 市	6 137	1 163	4 974
静 岡 市	7 734	2 069	5 665
浜 松 市	8 944	3 115	5 829
名 古 屋 市	22 053	7 238	14 815
京 都 市	18 000	7 429	10 571
大 阪 市	37 561	14 060	23 501
堺 市	9 822	2 802	7 020
神 戸 市	20 036	6 868	13 168
岡 山 市	7 170	1 758	5 412
広 島 市	10 472	3 471	7 001
北 九 州 市	12 699	2 834	9 865
福 岡 市	15 302	4 846	10 456
熊 本 市	8 542	2 670	5 872

統計表3 民生委員(児童委員)数、都道府県・指定都市・中核市×性別

(単位:人)				令和6(2024)年度末現在			
	総 数	男	女		総 数	男	女
全 国	228 473	85 505	142 968	中核市(別掲)			
北 海 道	7 925	3 565	4 360	旭 川 市	752	325	427
青 森 県	2 114	840	1 274	函 関 市	684	208	476
岩 手 県	3 060	1 249	1 811	青森 市	594	166	428
宮 城 県	2 918	867	2 051	八戸 市	494	195	299
秋 田 県	2 532	1 122	1 410	盛岡 市	570	174	396
山 形 県	2 336	1 090	1 246	秋田 市	662	281	381
福 島 市	2 891	1 295	1 596	山形 市	486	234	252
茨 城 県	4 809	2 380	2 429	郡山 市	607	254	353
栃 木 県	3 080	1 199	1 881	いわき 市	629	273	356
群 馬 県	2 777	835	1 942	福島 市	577	228	349
埼 玉 県	7 490	2 474	5 016	水戸 市	425	198	227
千 葉 県	5 929	2 535	3 394	宇都宮 市	801	256	545
東 京 都	9 282	2 188	7 094	前橋 市	665	197	468
神 奈 川 県	3 889	1 234	2 655	高崎 市	719	136	583
新 潟 県	3 391	1 721	1 670	川越 市	491	120	371
富 山 県	1 693	806	887	越谷 市	411	138	273
石 川 県	2 016	832	1 184	川崎 市	595	138	457
福 山 市	1 359	618	741	船橋 市	743	219	524
山 長 市	2 058	856	1 202	柏原 市	539	144	395
梨 野 市	3 814	1 574	2 240	王子 市	436	121	315
岐 阜 県	3 621	1 562	2 059	横須賀 市	533	158	375
静 岡 県	4 293	1 994	2 299	富士 市	875	437	438
愛 知 県	5 278	2 144	3 134	沼津 市	1 146	399	747
三 重 県	4 018	1 536	2 482	甲府 市	504	206	298
滋 賀 県	2 615	1 406	1 209	福井 市	451	200	251
京 都 府	2 809	1 076	1 733	長野 市	865	285	580
大 阪 府	4 214	1 387	2 827	松本 市	542	143	399
兵 庫 県	4 577	1 891	2 686	岐阜 市	866	346	520
奈 良 県	2 206	950	1 256	豊田 市	551	180	371
和 歌 山 県	1 903	901	1 002	岡崎 市	590	249	341
鳥 取 県	1 143	586	557	宮崎 市	573	157	416
島 根 県	1 736	889	847	大津 市	517	238	279
岡 山 県	2 334	1 074	1 260	櫻井 市	649	287	362
広 島 県	2 409	1 037	1 372	東大阪 市	501	157	344
山 口 県	3 008	1 321	1 687	豊中 市	792	314	478
徳 川 県	2 003	1 017	986	枚方 市	533	95	438
香 川 県	1 314	685	629	八尾 市	426	111	315
愛媛 県	2 635	1 144	1 491	寝屋川 市	369	152	217
高 知 県	1 643	738	905	吹田 市	326	61	265
福 岡 県	4 424	1 731	2 693	姫路 市	511	154	357
佐 賀 県	2 105	847	1 258	西宮 市	922	296	626
長 崎 県	1 876	875	1 001	明石 市	624	88	536
熊 本 県	2 714	1 078	1 636	尼崎 市	763	187	576
大 分 県	2 046	848	1 198	明石 市	398	122	276
宮 崎 県	1 764	769	995	奈良 市	733	271	462
鹿児島 県	3 081	1 255	1 826	和歌山 市	712	264	448
沖縄 県	1 574	510	1 064	取手 市	483	264	219
指定都市(別掲)				江戸川 市	485	266	219
札 幌 市	2 784	878	1 906	敷島 市	786	372	414
仙 台 市	1 522	421	1 101	福山 市	867	396	471
さいたま 市	1 371	406	965	吳市 市	599	167	432
千葉 市	1 434	341	1 093	下関 市	655	227	428
横 浜 市	4 388	905	3 483	高松 市	846	351	495
川 崎 市	1 548	509	1 039	高知 市	992	319	673
相 模 原 市	878	309	569	高崎 市	679	273	406
新潟 市	1 322	460	862	久留米 市	564	198	366
静岡 市	1 155	481	674	長崎 市	959	352	607
浜 松 市	1 337	556	781	佐世保 市	604	267	337
名 古 屋 市	4 212	687	3 525	大分 市	882	208	674
京 都 市	2 684	675	2 009	宮崎 市	681	302	379
大 阪 市	3 891	1 426	2 465	鹿児島 市	1 035	318	717
堺 市	1 086	412	674	那霸 市	378	107	271
神 戸 市	2 310	492	1 818				
岡 山 市	1 193	485	708				
広 島 市	1 820	527	1 293				
北 九 州 市	1 541	441	1 100				
福 岡 市	2 346	368	1 978				
熊 本 市	1 298	246	1 052				

統計表4 児童相談所における対応件数、都道府県 - 指定都市 - 中核市 - 特別区 × 相談の種類別

(単位:件)

							令和6(2024)年度
全 国	582 910	298 986	1 009	196 446	14 449	39 587	32 433
北 海 道	12 150	5 546	2	5 410	242	816	134
青 森 県	5 079	2 973	3	1 438	127	399	139
岩 手 県	3 466	2 064	-	963	123	223	93
宮 城 県	6 279	2 354	3	3 166	59	427	270
秋 田 県	2 373	687	-	662	37	421	566
山 形 県	2 904	1 074	1	687	68	706	368
福 島 県	8 366	4 450	-	2 930	199	565	222
茨 城 県	7 764	4 844	-	2 447	165	280	28
栃 木 県	6 735	2 176	-	3 047	110	151	1 251
群 馬 県	10 330	3 216	149	3 836	307	2 481	341
埼 玉 県	30 834	17 362	51	8 210	691	2 026	2 494
千 葉 県	20 784	9 926	8	8 147	272	221	2 210
東 京 都	42 893	27 903	310	5 237	1 794	5 211	2 438
神 奈 川 県	17 281	8 838	34	4 811	197	1 550	1 851
新 潟 県	5 448	3 253	7	1 617	100	388	83
富 山 県	4 034	1 312	30	970	68	300	1 354
石 川 県	2 019	1 116	1	666	55	158	23
福 井 県	2 249	1 262	1	632	75	247	32
山 梨 県	2 747	1 441	-	854	86	144	222
長 野 県	6 175	3 645	-	1 823	160	278	269
岐 阜 県	8 894	3 645	2	4 219	149	459	420
静 爽 県	6 287	1 890	-	3 422	225	169	581
愛 知 県	21 028	11 305	16	8 151	355	1 088	113
三 重 県	4 705	2 392	7	1 905	134	154	113
滋 贊 県	5 941	3 195	1	2 397	122	125	101
京 都 府	4 768	2 435	-	1 665	157	96	415
大 阪 府	29 979	17 751	4	9 021	674	1 423	1 106
兵 庫 府	18 710	7 010	1	10 111	650	886	52
奈 良 県	4 420	1 620	-	2 478	156	147	19
和 歌 山 県	3 457	2 155	-	534	207	488	73
鳥 取 県	2 113	1 075	1	594	78	147	218
島 根 県	2 501	1 026	-	1 210	45	180	40
鳥 岡 山 県	4 221	2 079	-	1 712	129	301	-
広 島 岩 口	6 602	4 242	-	2 006	236	83	35
山	5 088	2 102	-	2 528	157	220	81
徳 島 県	2 951	1 390	1	1 315	58	187	-
香 川 県	5 750	2 727	12	1 320	128	905	658
愛 媛 県	4 867	2 687	3	1 697	159	307	14
高 知 県	1 719	866	-	734	81	37	1
福 岡 県	16 965	11 023	-	4 281	496	1 094	71
佐 賀 県	2 076	1 240	1	616	79	93	47
長 崎 県	6 624	2 460	9	2 557	254	832	512
熊 本 県	4 069	1 234	180	2 099	39	312	205
大 分 県	7 073	2 151	109	1 205	196	2 285	1 127
宮 崎 県	4 713	2 414	-	1 702	147	223	227
鹿 尾 島 県	8 464	4 289	2	3 627	127	236	183
沖 缶 県	9 384	6 218	-	1 421	604	215	926
指定都市(別掲)							
札 幌 市	8 603	4 476	1	2 704	155	301	966
仙 台 市	12 828	2 449	-	6 767	37	518	3 057
さ い た ま 市	6 915	3 189	2	1 443	175	831	1 275
千 葉 市	6 386	3 390	1	2 322	40	170	463
横 浜 市	21 105	10 621	19	8 871	328	796	470
川 崎 市	7 183	4 685	5	1 915	91	380	107
相 模 原 市	3 553	1 707	-	1 521	44	198	83
新 潟 市	4 239	2 602	5	990	116	458	68
静 岡 市	2 498	870	-	1 333	78	103	114
浜 松 市	2 941	922	-	1 881	21	35	82
名 古 屋 市	6 973	5 897	3	170	244	510	149
京 都 市	10 843	2 778	-	6 018	196	371	1 480
大 阪 市	19 329	10 347	-	7 233	292	411	1 046
堺 市	5 760	2 828	-	1 880	120	879	53
神 戸 市	9 283	3 604	-	4 673	398	598	10
岡 山 市	3 250	1 122	-	1 875	54	198	1
広 島 市	6 866	3 953	-	2 112	145	644	12
北 九 州 市	7 338	3 711	1	2 739	141	642	104
福 岡 市	6 689	3 823	9	2 230	194	431	2
熊 本 市	2 892	1 872	-	870	80	38	32
中核市(別掲)							
横 須 賀 市	1 787	1 037	4	535	19	142	50
金 沢 市	1 419	902	-	418	44	55	-
明 石 市	1 927	845	-	922	29	116	15
奈 良 市	1 538	551	-	873	40	73	1
特別区(別掲)							
港 区	1 554	1 269	-	95	50	81	59
品 川 区	779	523	3	70	20	52	111
世 田 谷 区	2 625	2 031	-	282	70	43	199
中 野 区	1 593	1 281	-	112	47	92	61
豊 島 区	1 153	895	1	117	24	68	48
荒 川 区	1 227	836	1	105	24	128	133
板 橋 区	2 072	1 564	-	268	106	41	93
葛 築 区	2 286	1 662	2	388	81	92	61
江 戸 川 区	4 197	2 681	3	634	169	408	302

注: 中核市(別掲)及び特別区(別掲)は、児童相談所を設置している中核市及び特別区に限る。

統計表5 児童相談所における児童虐待相談の対応件数、都道府県・指定都市・中核市・特別区別

(単位:件)

	対応件数	令和6(2024)年度
全 国	223 691	指定都市(別掲)
北 海 道 県	3 844	札幌市
青 森 県	2 380	仙台市
岩 手 県	1 847	さいたま市
宮 埼 県	2 114	千葉市
秋 田 県	610	横浜市
山 形 県	643	川崎市
福 島 県	1 868	相模原市
茨 城 県	4 233	新潟市
栃 木 県	1 852	静岡市
群 馬 県	1 748	浜松市
埼 玉 県	13 049	名古屋市
千 東 県	9 411	京都市
東 神 奈 球 県	17 799	大阪市
新 潟 県	8 492	堺市
富 石 県	2 300	神戸市
福 山 県	923	岡山市
山 川 県	953	広島市
井 梨 県	843	北九州市
長 野 県	1 366	福岡市
岐 静 県	2 833	熊本市
三 愛 県	2 982	中核市(別掲)
滋 駿 県	1 756	横須賀市
京 大 県	7 289	金沢市
大 兵 奈 球 県	2 051	明石市
奈 和 歌 山 県	2 590	奈良市
鳥 島 県	2 250	特別区(別掲)
岡 広 山 県	15 561	港区
広 岩 県	5 671	品川区
山 取 県	1 426	世田谷区
島 岡 県	2 030	中野区
島 取 県	3 463	豊島区
岡 岩 県	742	荒川区
高 岩 県	1 201	板橋区
福 香 県	1 316	葛飾区
愛 媛 県	1 583	江戸川区
高 岩 県	420	
佐 長 県	7 442	
長 賀 県	1 084	
熊 本 県	1 301	
大 分 県	1 069	
宮 崎 県	1 691	
鹿 沖 県	1 987	
児 童 県	2 496	
島 縄 県	3 156	

注: 中核市(別掲)及び特別区(別掲)は、児童相談所を設置している中核市及び特別区に限る。

用語の定義

1 身体障害者福祉関係

身体障害者手帳交付台帳登載数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

2 知的障害者福祉関係

療育手帳交付台帳登載数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事等が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数をいう。

3 障害者総合支援関係

補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

4 女性支援関係

女性相談支援センター・女性相談支援員

困難な問題を抱える女性の様々な悩みに関する相談に応じるとともに、女性の抱える問題や状況に応じた様々な支援を行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づき、都道府県に設置される機関及び都道府県や市長村が配置する職員をいう。

5 老人福祉関係

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(2) 特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設をいう。

(3) 軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型

無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であり、このうち軽費老人ホームは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、都市型は、都市部を中心とした地域において自炊のできる程度の健康状態にある者を、A型は身寄りのない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊ができる程度の健康状態にある者を入所させる施設をいう。

(4) 老人クラブ

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」(平成13年10月1日老発第390号老健局長通知)に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体をいう。

6 民生委員関係

民生委員(児童委員)

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者をいう。

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる。

7 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人をいう。なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)が所轄庁である法人のみ報告されるため、厚生労働大臣が所轄庁となる法人(全国を単位として行われる事業を行っている法人等)は含まれていない。

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているものをいう。

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人をいう。

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(昭和46年7月16日社庶第121号社会局長・児童家庭局長連名通知)に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体をいう。

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人をいう。

(6) その他

(2)~(5)のいずれにも該当しない社会福祉法人で、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業(生活困難者や障害者に対する相談・支援等)を行う社会福祉法人をいう。

(7) 社会福祉連携推進法人

社会福祉法に基づき、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図ることを目的として設立された法人をいう。

8 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている数をいう。

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置された相談所をいう。

(2) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子ども等養育面で環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談をいう。

イ 保健相談

低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）等を有する子どもに関する相談をいう。

ウ 障害相談

（肢体不自由相談）肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

（視聴覚障害相談）視聴覚障害児に関する相談

（言語発達障害等相談）構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談

（重症心身障害相談）重症心身障害児（者）に関する相談

（知的障害相談）知的障害児に関する相談

（発達障害相談）自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む。）

をいう。

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、触法行為のあったとされる子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談をいう。

才 育成相談

子どもの人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある子どもに関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談をいう。

力 その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談をいう。